

理 由 書

相模川流域下水道は、本県中央を流れる相模川沿いに位置し、公共用水域の水質の保全を図るとともに、流域における生活環境の改善等を効果的に行うため、昭和44年5月に都市計画決定を行いました。その後、排水区域の拡大、幹線ルートの変更等により、計12回の都市計画変更を行い、現在、流域関連市町9市3町において事業を進めています。

本流域下水道の寒川平塚幹線は、平成28年3月に策定した「相模川流域別下水道整備総合計画」の中期的な整備方針において、連絡幹線の整備による処理場のネットワーク化を図るものとして位置付けています。

今回、寒川平塚幹線の事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、管路を接続する相模川流域下水道右岸処理場における施設配置の見直しや、既設管路との分岐部における施工時の安全性を確保するため、管路の接続位置を変更する必要が生じたことから、起終点の位置及び幹線ルートを変更するものです。